平成29年9月4日

一般社団法人兵庫県テニス協会

国体強化本部長　酒井雅弘
国体強化副本部長　藤森茂樹

2017年度国体代表選手（少年男子・少年女子）変更について

このたび、今年度の本国体（愛媛国体）へのエントリー時に、国体最終選考会において少年男子、少年女子の代表権を得た4名の選手に書類上の不備が判明しました。
（公財）兵庫県体育協会を通じて、（公財）日本体育協会へ確認しましたところ、出場資格不可との回答があり急遽、代表出場選手を強化委員会にて選考いたしました。
つきまして、少年男子は国体最終選考会に出場し、出場資格を有する選手3名で急遽、8月26日に代表選手の選考試合を実施し、下記の選手が代表に決定しました。

	増田	平川	大谷	勝	負	順位	決定
増田　快斗（神村学園神戸垂水学習ｾﾝﾀｰ）		3-8×	8-6○	1	1	2	代表No2
平川　暉人（相生学院高校）	8-3○		8-4○	2	0	1	代表No1
大谷　宗平（神村学園神戸垂水学習ｾﾝﾀｰ）	6-8×	4-8×		0	2	3	

少年女子については国体最終選考会で3位、4位になった選手2名が国体出場資格を有している為繰り上げて代表に選考いたしました。
これらの結果、本年度の少年男子・女子の代表は下記の通り、決定いたしました。

（少年男子）

①平川　暉人（相生学院高校）
②増田　快斗（神村学園神戸垂水学習センター）

（少年女子）

①一瀬　瑠南（親和女子高校）
②久田　真穂（相生学院高校）

（少年男女監督）

①藤森茂樹（強化副本部長）

再発防止策について

今回の出場資格不可と判断された選手は通信制の学校に在籍しており、（公財）日本体育協会の下記の条件を満たしていなかったことが要因です。来年度以降、通信制の学校においては、国体最終選考会申し込み時に住民票の提出を義務づけすることにより再発を防止し、二度とこういった事態がないよう取り組んでまいります。

第72回国民体育大会参加資格から抜粋（公益財団法人日本体育協会）
①居住地を示す現住所
・住所を有し、かつ日常生活をしている所を指す。「住所を有し」とは当該都道府県へ住所に関する届け出あるいは外国人登録をしていることをいう。
・平成29年4月30日以前から本大会終了時まで引き続き、この2つの条件を満たしていること。
「日常生活」においては別紙「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準に基づき認定する。
・「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：平成29年10月10日）を指す。
②「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地
・下記の者は学校所在地から参加することはできない
(1)休学中の者
(2)通信による教育を行う過程に学んでいる者
(3)高等学校の専攻科、別科に学んでいる者
通信制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。
（「学校所在地」の所属選択はできない。）

以上